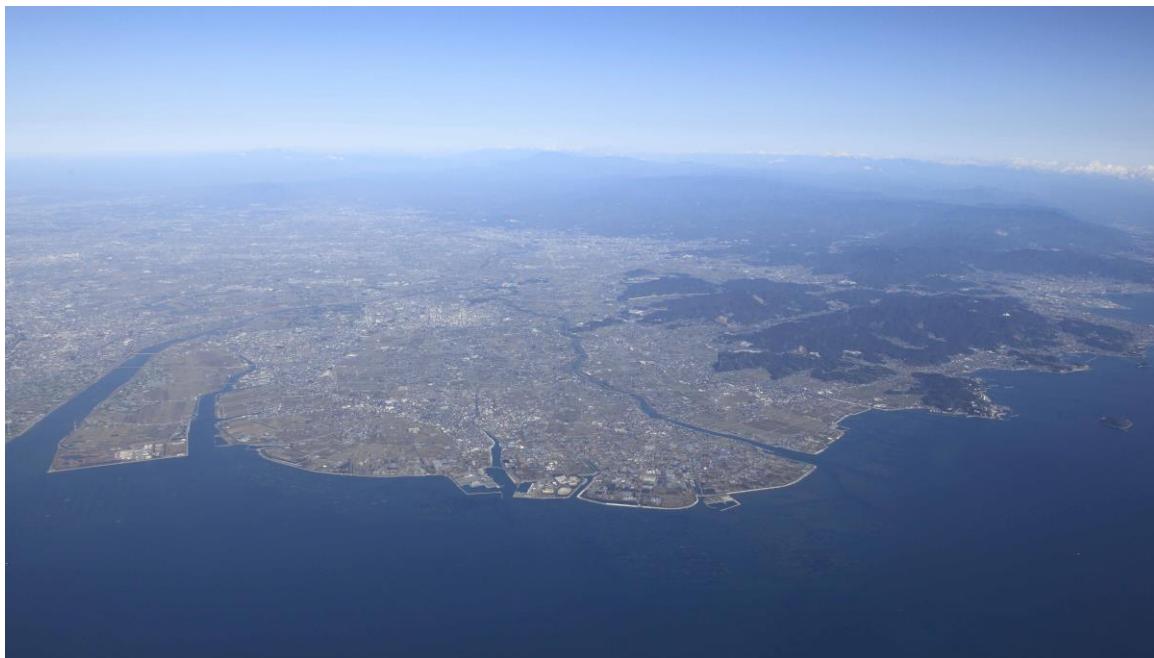


平成27年度の環境状況に関する

# 環境報告書

平成28年度版



西尾市

# はじめに



市民の皆様には、平素より環境保全行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、西尾市は、平成 23 年 4 月、西尾市と旧幡豆郡 3 町の合併による市域拡大に伴い、三河湾や矢作川、三ヶ根山といった海、川、山に囲まれた自然豊かな地域となりました。

一方、地球温暖化をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中で、循環型社会・低炭素社会の構築や自然環境の保全・再生など、環境への意識と関心が一層高まっています。本市では、こうした時代の流れと環境を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、平成 24 年 3 月に「西尾市環境基本計画」を見直し、環境に関するさまざまな事業をすすめているところでございます。

環境問題の解決には、市、事業者及び市民が協働して、それぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。西尾の豊かな自然を守りながら、市民一人ひとりが豊かな暮らしを営むことができ、次代のためのうるおいある快適なまちを創造するため、西尾市のめざす環境像である「海・川・山 自然と人がとけあい 豊かな未来につなぐまち」の実現に向けて一層の努力をしてまいる所存であります。どうか皆様方に一層のご協力と積極的なご参加をお願いいたします。

本書は、平成 27 年度における西尾市の環境の状況をとりまとめたものです。本市の環境行政について理解を深めていただく上でお役にたてば幸いに存じます。

平成 28 年 11 月

西尾市長 樺原 康正

## 目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第1章 環境の現況              |    |
| 1 大気汚染                 | 1  |
| 2 水質汚濁                 | 8  |
| 3 地盤沈下                 | 13 |
| 4 騒音・振動・悪臭             | 14 |
| 5 公害苦情の現状              | 18 |
| 第2章 施策の取組状況            |    |
| 第1節 豊かな自然を伝えるまち        |    |
| 1－1 豊かな自然環境の保全と創出      | 19 |
| 1－2 環境保全型農業の推進         | 19 |
| 第2節 暮らしやすく美しいまち        |    |
| 2－1 環境に配慮した都市基盤の整備     | 20 |
| 2－2 うるおいのある美しいまちづくりの推進 | 20 |
| 2－3 公害発生の防止            | 21 |
| 第3節 資源を大切にするまち         |    |
| 3－1 4Rの推進              | 21 |
| 3－2 水資源の有効利用           | 22 |
| 3－3 地球環境保全の推進          | 23 |
| 第4節 みんなで環境を良くするまち      |    |
| 4－1 環境教育・環境学習の推進       | 23 |
| 4－2 協働による環境保全活動の推進     | 24 |
| 4－3 連携と環境情報の共有         | 24 |
| 第3章 市民チャレンジプランの取組状況    |    |
| ① 自然の魅力体感プロジェクト        | 25 |
| ② 自然にやさしい農・漁・食プロジェクト   | 26 |
| ③ クリーンアッププロジェクト        | 27 |
| ④ ごみ減量プロジェクト           | 28 |
| ⑤ 低炭素な暮らしづくりプロジェクト     | 29 |
| ⑥ エコ生活応援プロジェクト         | 30 |
| 第4章 西尾いきものふれあいの里における取組 |    |
| 1 行事の取組状況              | 32 |
| 2 来園者数の推移              | 33 |
| 第5章 鳥獣関係               | 34 |
| 第6章 公害防止協定等            | 34 |
| 参考資料                   | 38 |

# 第1章 環境の現況

## 1 大気汚染

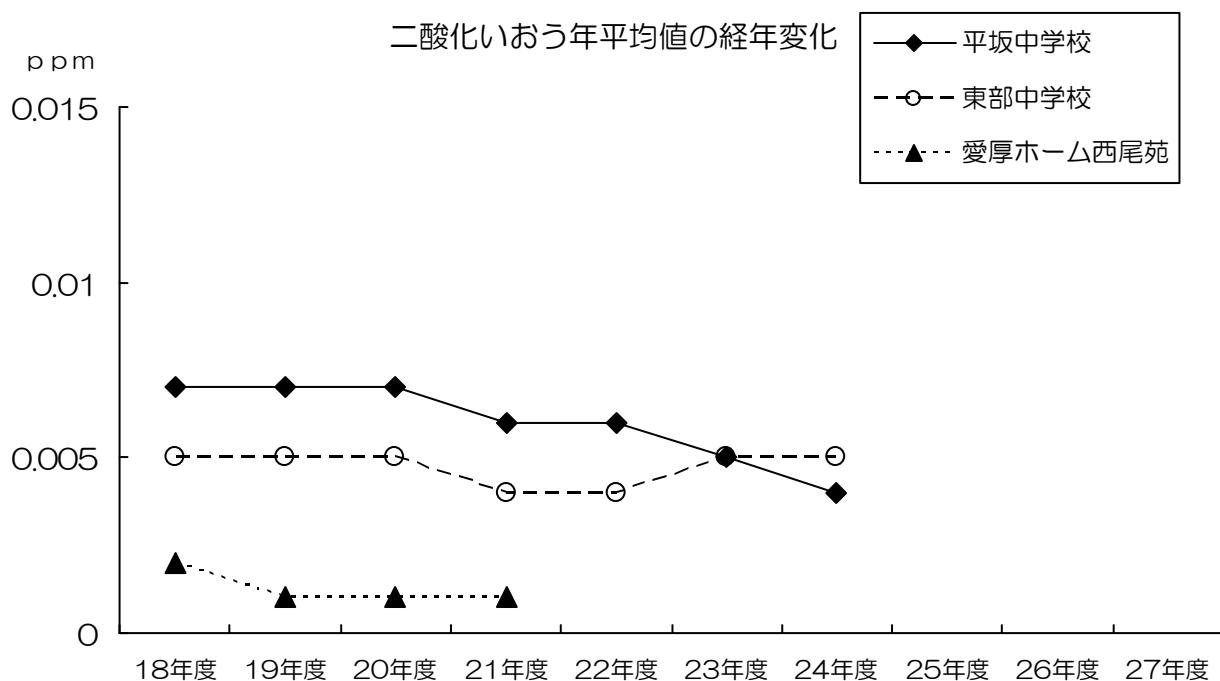
現在、私たちが吸っている空気は化石燃料等を利用する工場・事業所から排出されるばい煙や、自動車排ガスなど様々な要因により汚染されています。その原因物質として、二酸化いおう、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント等があげられます。これらの物質について、愛知県が愛厚ホーム西尾苑及び西尾市役所一色支所に大気汚染観測所を設置し、監視を行っています。平成27年度の測定結果は次のとおりです。

なお、西尾市では、平坂中学校と東部中学校に大気自動測定器を設置し、監視を行ってきましたが、データ集計機器の故障により、平成26年度に廃止しています。これまでの測定結果は次のとおりです。

【測定場所位置図】



## (1) 二酸化いおう ( $\text{SO}_2$ )



※愛厚ホーム西尾苑での測定は平成21年度まで実施。平坂中学校及び東部中学校はデータ集計機器故障により平成25年度以降は欠測(平成26年度中に大気観測器廃止)のため、平成24年度以前の年平均値を参考値として記載した。

### 二酸化いおうの環境基準

1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

### 環境基準の長期的評価

日平均値である測定値のうち、2%除外値（測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除いた値）が、0.04ppm以下に維持されること。かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

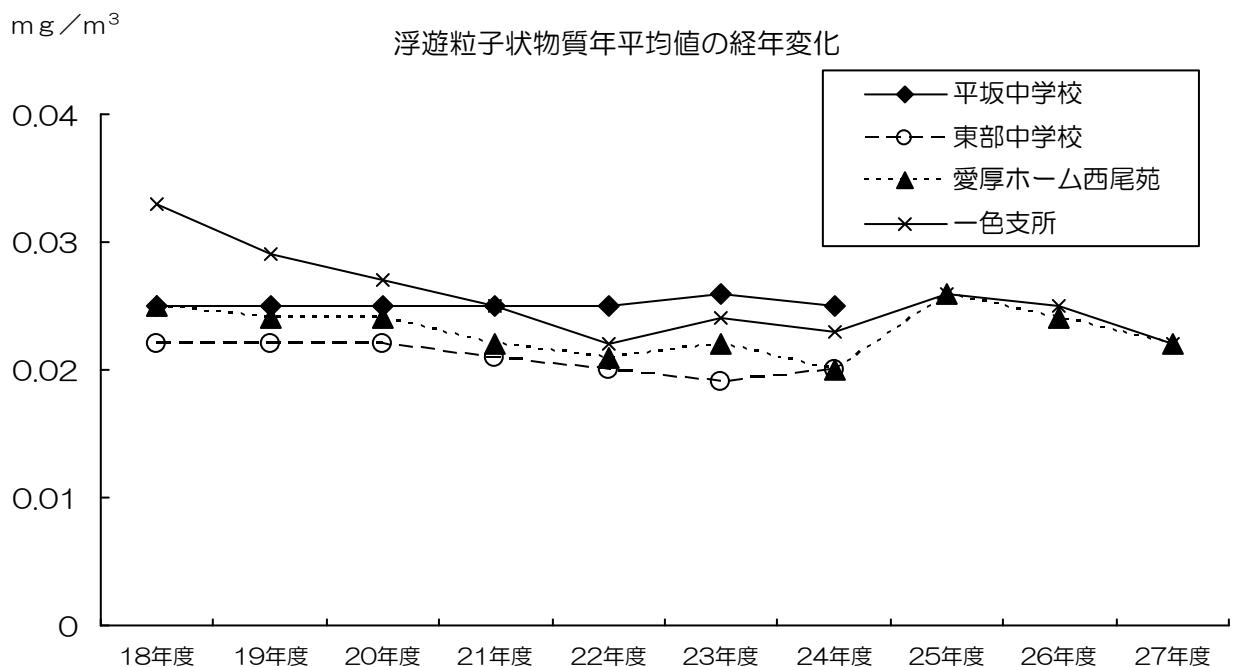
### ppm (parts per million) とは

100万分中のいくつであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有量を表すのに用います。大気汚染では1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>の汚染物質が含まれている状態を1ppmで表します。

## (2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

単位 :  $\text{mg}/\text{m}^3$

| 測定場所     | 年平均値  | 日平均値の<br>2%除外値 | 環境基準の適否<br>(長期的評価) |
|----------|-------|----------------|--------------------|
| 愛厚ホーム西尾苑 | 0.022 | 0.051          | ○                  |
| 一色支所     | 0.022 | 0.049          | ○                  |



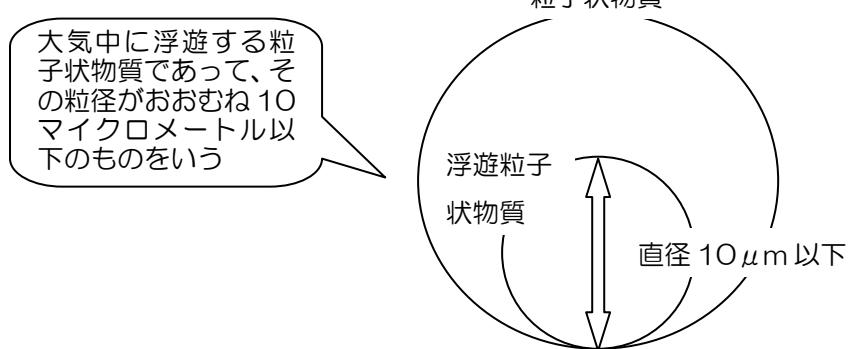
※平坂中学校及び東部中学校はデータ集計機器故障により平成 25 年度以降欠測（平成 26 年度中に大気観測機器廃止）のため、平成 24 年度以前の年平均値を参考値として記載した。

### 浮遊粒子状物質の環境基準

1 時間値の日平均値が  $0.10 \text{mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ 1 時間値が  $0.20 \text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。

### 環境基準の長期的評価

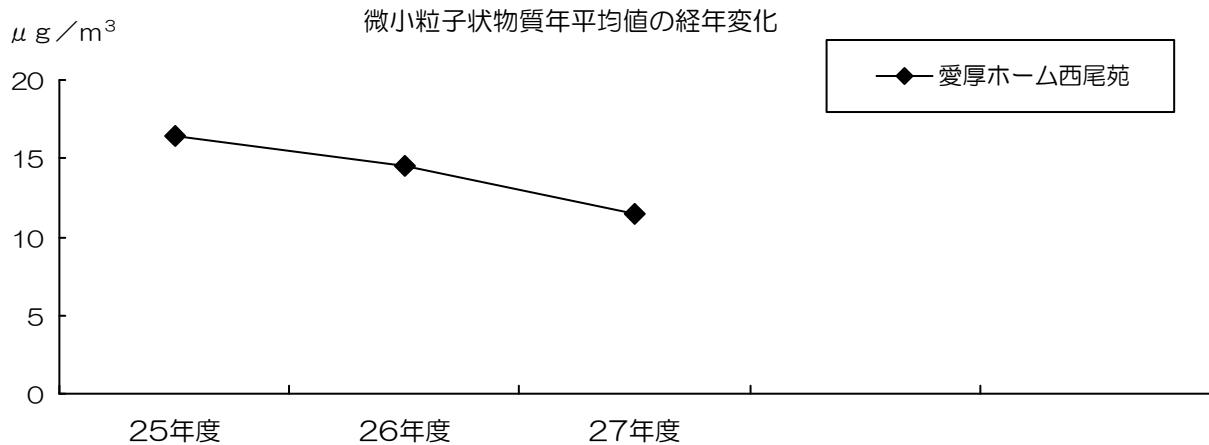
日平均値である測定値のうち、2%除外値（測定値の上位2%の範囲内にあるものを除いた値）が、 $0.10 \text{mg}/\text{m}^3$  以下に維持されること。かつ、日平均値が  $0.10 \text{mg}/\text{m}^3$  を超えた日が 2 日以上連続しないこと。



### (3) 微小粒子状物質(PM2.5)

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

| 測定場所     | 年平均値 | 環境基準の適否<br>(長期的評価) |
|----------|------|--------------------|
| 愛厚ホーム西尾苑 | 11.5 | ○                  |



#### 微小粒子状物質(PM2.5)とは

粒径  $2.5\mu\text{m}$  の大気中に浮遊する粒子状物質をいいます。粒径が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が懸念されている。

#### 微小粒子状物質の環境基準

1年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ1日平均値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

#### 環境基準の長期的評価

1年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ1日平均値のうち低い方から98%に相当する値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

#### $\mu$ とは

基礎となる単位の百万分の1 (0.000 001倍) の量であることを示す。

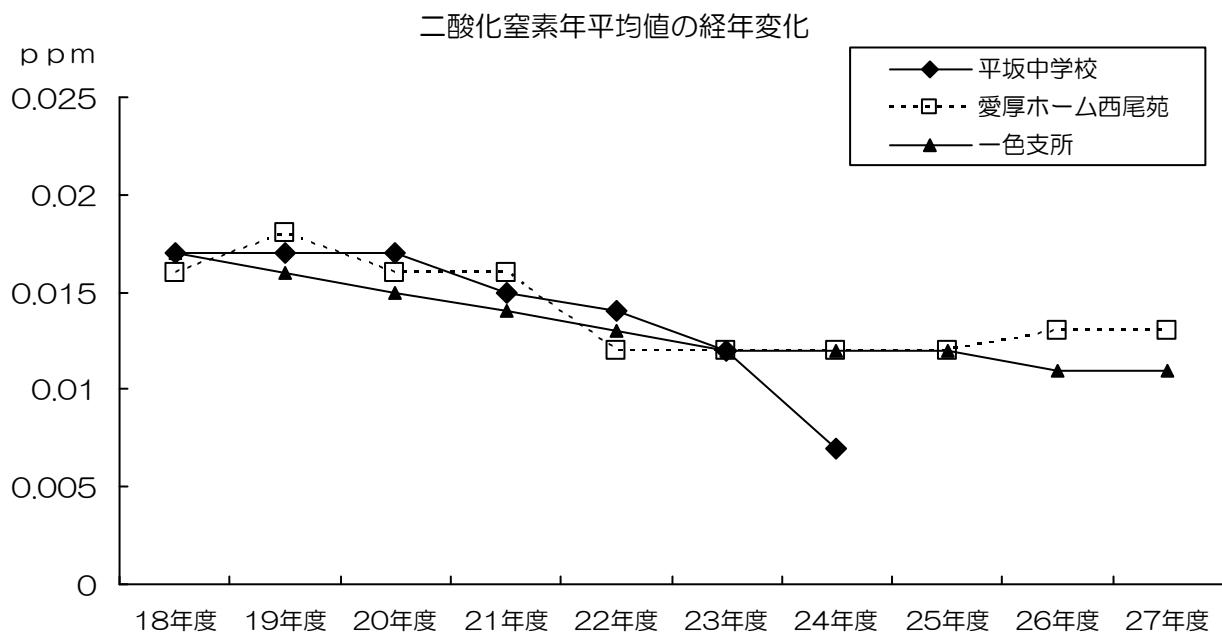
$$1\mu\text{g} = 0.000\ 001 \text{グラム}$$

$$1\mu\text{m} = 0.001 \text{ミリメートル}$$

#### (4) 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )

単位: ppm

| 測定場所     | 年平均値  | 日平均値の年間<br>98%値 | 環境基準の適否<br>(長期的評価) |
|----------|-------|-----------------|--------------------|
| 愛厚ホーム西尾苑 | 0.013 | 0.027           | ○                  |
| 一色支所     | 0.011 | 0.027           | ○                  |



※平坂中学校はデータ集計機器故障により平成25年度以降欠測（平成26年度中に大気観測機器廃止）のため、平成24年度以前の年平均値を参考値として記載した。

#### 二酸化窒素の環境基準

1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内又は、それ以下であること。

#### 環境基準の長期的評価

年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。

#### 日平均値の年間98%値とは

日平均値を低いほうから順に並べ98%目に当たる値のことで、この値が0.06ppm以下であれば環境基準の長期的評価に適合していることとなります。

## (5) 光化学オキシダント

単位: ppm

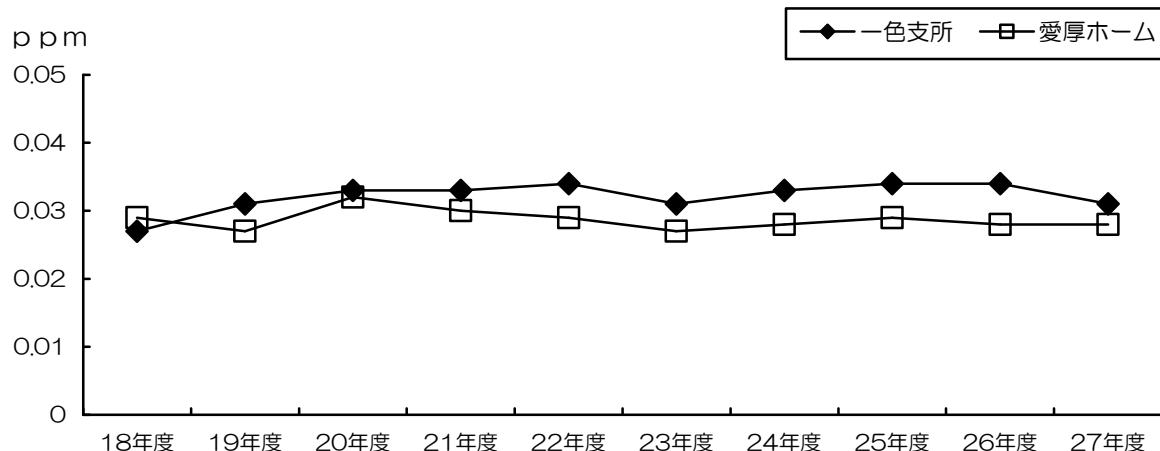
| 測定場所     | 昼間年平均値<br>(5~20時) | 昼間の1時間値が<br>0.06ppmを超えた時間数 | 環境基準の<br>適否 |
|----------|-------------------|----------------------------|-------------|
| 愛厚ホーム西尾苑 | 0.028             | 274                        | ×           |
| 一色支所     | 0.031             | 255                        | ×           |

### 光化学オキシダントとは

光化学オキシダントは大気中のオゾン(O<sub>3</sub>)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)等の酸化力の強い化合物の総称で、春から夏の、日差しが強く、風が弱く、気温が高い、といった気象条件下で発生しやすく、高濃度になると目を刺激し呼吸器等の内臓に悪影響を及ぼすといわれています。

光化学オキシダントの監測結果については、「環境省大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君 <http://soramame.taiki.go.jp/>)」ホームページで公開されています。西尾市だけでなく、全国各地の監視結果を閲覧できます。

光化学オキシダント年平均値の経年変化



### 光化学オキシダントの環境基準

1時間値が0.06ppm以下であること。

### 環境基準の長期的評価

年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。ただし5時から20時の昼間時間帯について評価する。

### 【光化学スモッグ予報及び注意報の発令回数】

| 平成27年度 | 発令条件                         | 愛知県内 | 西三河区域 |
|--------|------------------------------|------|-------|
| 予報     | 1時間値が0.08ppm以上で、上昇の可能性がある際発令 | 8回   | 3回    |
| 注意報    | 1時間値が0.12ppm以上で、その状態が継続する際発令 | 1回   | 1回    |

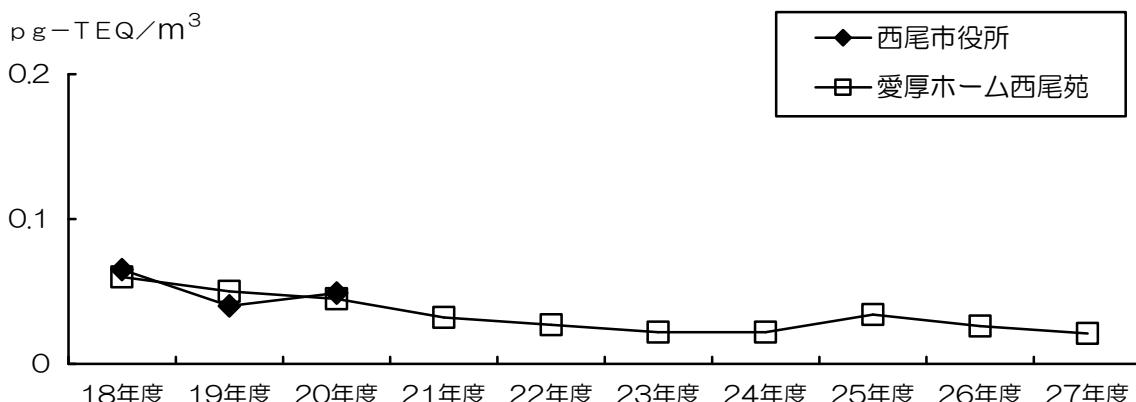
※県内での警報、重大警報発令の実績はありません。

## (6) ダイオキシン類

単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

| 測定場所     | 年平均値  | 環境基準の適否 |
|----------|-------|---------|
| 愛厚ホーム西尾苑 | 0.021 | ○       |

ダイオキシン類年平均値の経年変化



※西尾市役所庁舎測定は、平成 20 年度をもって廃止

西尾市クリーンセンターでは、一日あたり約 160 トンの可燃ごみを処理しています。排ガスに起因した地域住民の安全性確保や環境汚染防止のため、大気中のダイオキシン類を定期的に測定しています。平成 27 年度の調査結果は次のとおりです。

単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

| 測定場所         | 調査結果   | 環境基準の適否 |
|--------------|--------|---------|
| 西尾市クリーンセンター内 | 0.030  | ○       |
| 花蔵寺農民センター    | 0.017  | ○       |
| 宅野島農民センター    | 0.0061 | ○       |
| 岡山集落センター     | 0.022  | ○       |
| 木田公民館        | 0.030  | ○       |
| 瀬戸公民館        | 0.054  | ○       |
| 駒馬古城公園（東条城跡） | 0.025  | ○       |
| 津平老人憩いの家     | 0.023  | ○       |

### pg-TEQとは

ダイオキシン類は構造のよく似た化合物の総称で、毒性の最も強いといわれている「2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」を 1 として、他の化合物の毒性換算したものの合計を表しています。 $\text{pg}$  (ピコ)  $\text{g}$  は  $10^{-12} \text{ g}$  を示しています。

### ダイオキシン類の環境基準値（大気）

0.6 pg-TEQ/m³以下

## 2 水質汚濁

水は水道用水、工業用水、農業用水等の大切な資源としての利用に加え、川辺は、レクリエーションや憩いの場として潤いと安らぎを与えてくれるなど、私たちの生活に密接に関係しています。

このため、愛知県や西尾市において、市内の主要な河川及び海域について水質調査等による監視を続けています。公共下水道等の整備も進んでおり水質は徐々に改善されてきていますが、依然として生活排水や事業活動による影響は水質汚濁の大きな要因であり、その対策は現在も重要な課題となっています。

### (1) 主要河川等の状況

西尾市では河川水質の汚濁状況を監視するため、県等と協調して主要河川の水質調査を毎年行っています。環境基準が設定されているのは矢作川①、矢作古川②、鹿乗川③、朝鮮川④の4河川で、BODは環境基準に適合していました。(平成27年度愛知県等調査結果)

環境基準の設定されていないその他の河川等においては、江川排水路⑬、一色排水路⑮、藤江排水路⑯、古川用水東部幹線⑰、鳥羽排水路⑳でBODが比較的高い結果となりましたが、その他の場所では良好な状態といえます。

【調査地点の地図】



### 【BODの調査結果】

| 河川名  | 調査場所   | 環境基準の類型 | 75%水質値(mg/l) | 環境基準(mg/l) | 環境基準の適否 |
|------|--------|---------|--------------|------------|---------|
| 矢作川  | ①米津大橋  | B       | 0.6          | 3          | ○       |
| 矢作古川 | ②古川頭首工 | C       | 1.7          | 5          | ○       |
| 鹿乗川  | ③米津小橋  | C       | 2.5          | 5          | ○       |
| 朝鮮川  | ④坂下小橋  | C       | 1.5          | 5          | ○       |

(愛知県による平成27年度の測定結果)

### BOD=生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)

水中の微生物によって有機物を分解するときに消費される酸素量を表した値であり、有機物による水の汚れの程度を示す指標となっており、この値が5以上では魚がすみにくくなります。

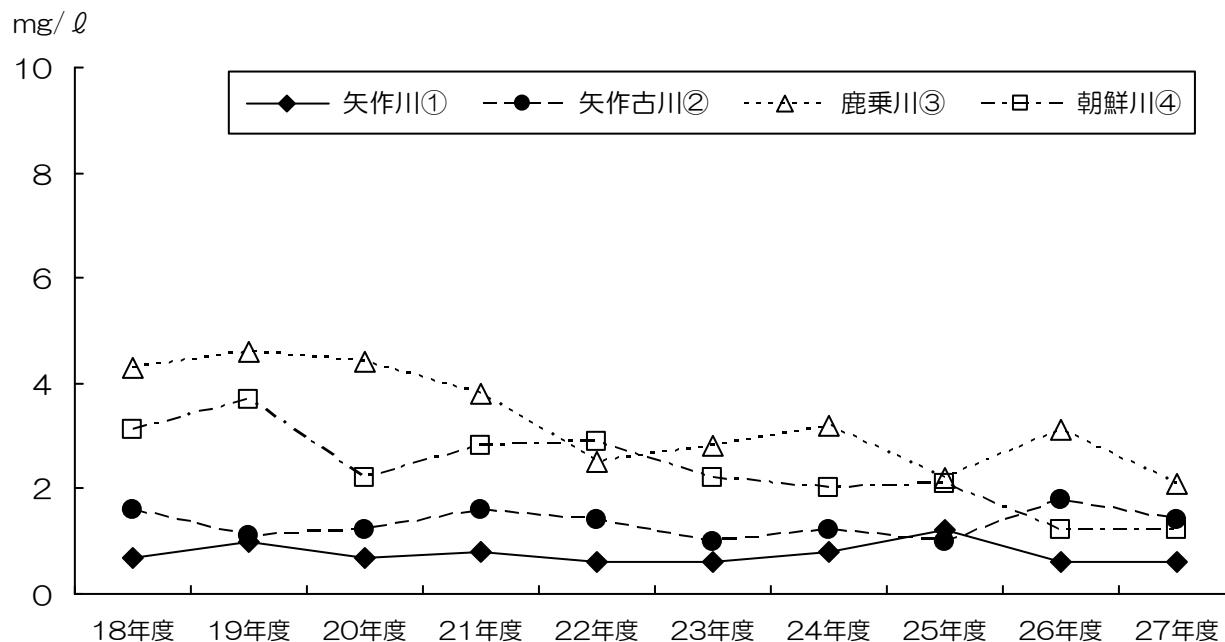
### COD=化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)

有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素量を表した値であり、有機物による水の汚れの程度を示す指標。

### 75%水質値とは

測定値を低いほうから並べて75%目に当たる数値を指します。環境基準との比較については、BOD・CODについては75%値を、全窒素や全磷は平均値を用いて評価しています。

### BOD年平均値の経年変化

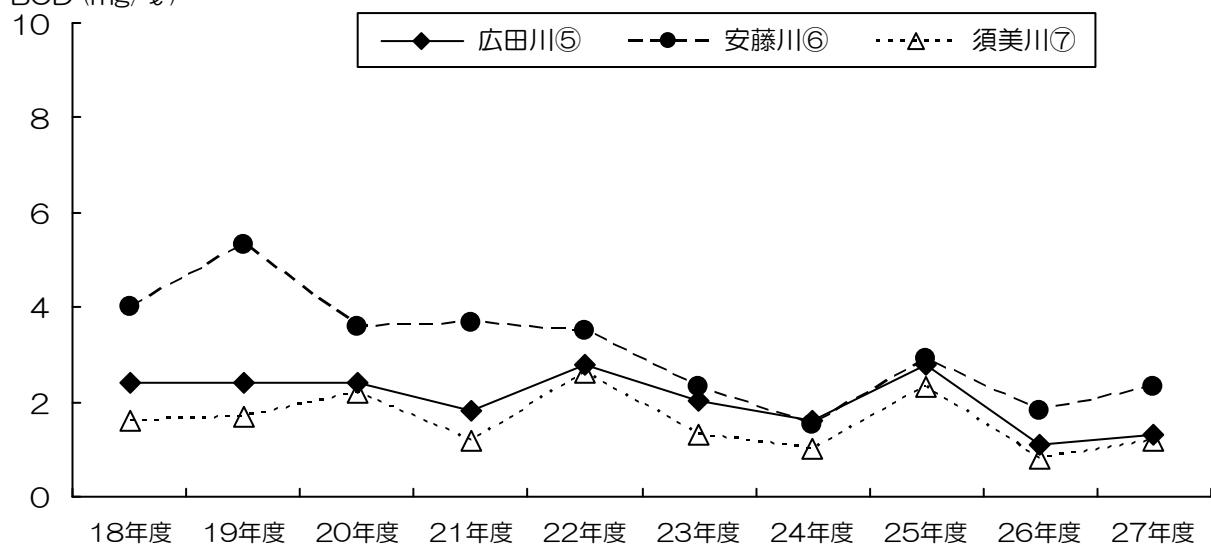


## 環境基準の類型とは

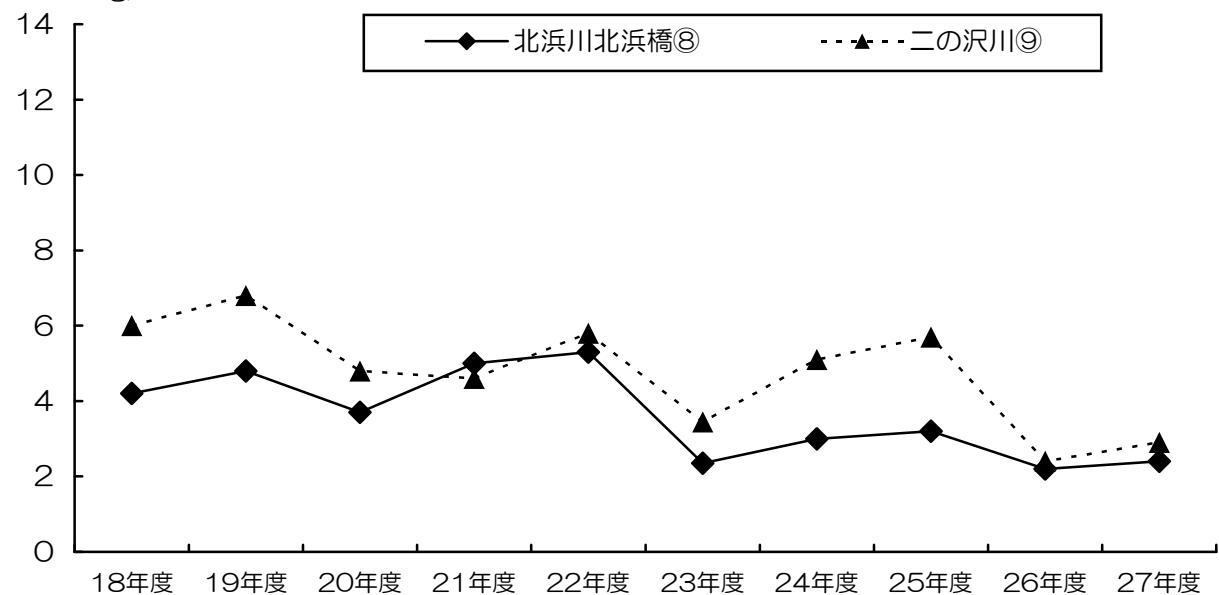
河川の環境基準における類型は利水目的に応じて次表の6段階に定められています。

| 類型 | 利水目的の内容                       |
|----|-------------------------------|
| AA | 水道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの    |
| A  | 水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの |
| B  | 水道 3 級 水産 2 級及びC以下の欄に掲げるもの    |
| C  | 水産 3 級 工業用水 1 級及びD以下の欄に掲げるもの  |
| D  | 工業用水 2 級 農業用水及びEの欄に掲げるもの      |
| E  | 工業用水 3 級 環境保全                 |

BOD (mg/ℓ)



BOD(mg/ℓ)



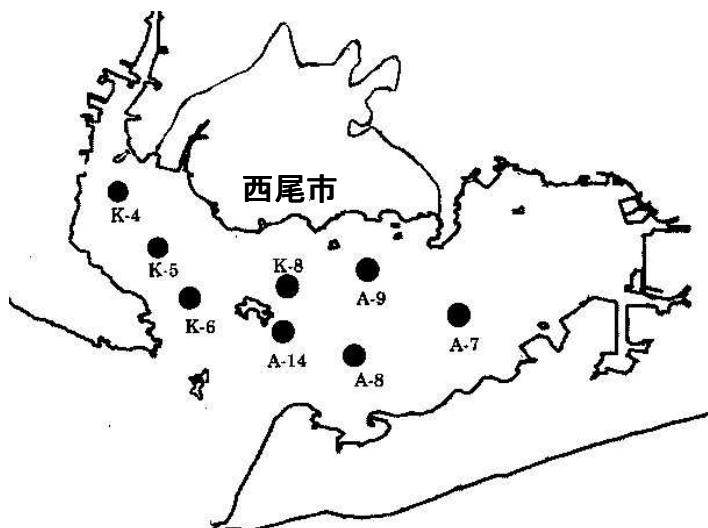
| 調査地点番号 | 河川等調査地点            | BOD(mg/ℓ) |      |      |      |
|--------|--------------------|-----------|------|------|------|
|        |                    | 24年度      | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| ⑩      | 堀割川 上繩橋            | 5.3       | 5.5  | 4.1  | 4.0  |
| ⑪      | 西浅井工業団地排水路 野島橋     | 1.9       | 3.2  | 1.7  | 2.6  |
| ⑫      | 北浜川 北浜川水門          | 2.5       | 2.9  | 1.3  | 2.4  |
| ⑬      | 江川排水路 細川樋門         | 4.1       | 10.5 | 4.4  | 7.6  |
| ⑭      | 古川用水西部幹線 東実録第二樋門   | 3.9       | 3.9  | 2.4  | 1.9  |
| ⑮      | 一色排水路 前野排水機場       | 7.9       | 18.8 | 3.9  | 5.1  |
| ⑯      | 藤江排水路 藤江排水機場       | 3.2       | 3.2  | 3.5  | 5.3  |
| ⑰      | 古川用水東部幹線 生田排水機場    | 14.9      | 12.0 | 9.7  | 11.4 |
| ⑱      | 中央幹線排水路 宇野津橋       | 5.6       | 10.6 | 2.1  | 2.3  |
| ⑲      | 矢崎川 赤坂橋            | 1.0       | 1.4  | 1.0  | 1.0  |
| ⑳      | 矢崎川 丸山橋            | 0.7       | 1.1  | 0.5  | 0.5  |
| ㉑      | 八幡川 浜田橋            | 1.2       | 2.1  | 0.9  | 0.9  |
| ㉒      | 鳥羽川 野口自転車店付近       | 2.4       | 2.2  | 0.9  | 0.8  |
| ㉓      | 鳥羽排水路 市営幡豆第3住宅     | 5.9       | 7.3  | 1.9  | 6.1  |
| ㉔      | 小野ヶ谷川 天王下橋         | 1.1       | 2.4  | 0.9  | 1.3  |
| ㉕      | 中柴川(下流) 幡豆力ネキ水産(株) | 3.9       | 6.2  | 3.5  | 3.8  |
| ㉖      | 森川 神前橋上流岡田屋付近      | 4.2       | 3.8  | 3.3  | 3.6  |
| ㉗      | 洲崎川 川口屋付近          | 1.5       | 2.9  | 0.8  | 1.0  |
| ㉘      | 鹿川 鳥帽子橋付近          | 1.3       | 2.2  | 0.8  | 1.0  |

## (2) 西尾地先海域の状況

海域につきましては、愛知県が西尾市の沖合の三河湾について定期的に調査を行っており、平成27年度の測定結果の概要は次表のとおりです。

COD（化学的酸素要求量）はすべての地点で、全窒素は6地点で、全磷は5地点で基準不適合となっており、依然として生活排水等による水質汚濁が影響していると考えられます。

【測定場所】



【COD（全層）】

単位: mg/ℓ

| 測定場所 | 環境基準の類型 | 基準値 | 75%水質値 | 環境基準の適否 |
|------|---------|-----|--------|---------|
| K-4  | A       | 2   | 3. 5   | ×       |
| K-5  | A       | 2   | 2. 7   | ×       |
| K-6  | A       | 2   | 2. 8   | ×       |
| K-8  | A       | 2   | 3. 1   | ×       |
| A-7  | A       | 2   | 3. 7   | ×       |
| A-8  | A       | 2   | 3. 7   | ×       |
| A-9  | A       | 2   | 3. 8   | ×       |
| A-14 | A       | 2   | 3. 2   | ×       |

【全窒素（表層）】

単位: mg/ℓ

| 測定場所 | 環境基準の類型 | 基準値  | 年平均値  | 環境基準の適否 |
|------|---------|------|-------|---------|
| K-4  | II      | 0. 3 | 0. 37 | ×       |
| K-5  | II      | 0. 3 | 0. 30 | ○       |
| K-6  | II      | 0. 3 | 0. 28 | ○       |
| K-8  | II      | 0. 3 | 0. 35 | ×       |
| A-7  | II      | 0. 3 | 0. 36 | ×       |
| A-8  | II      | 0. 3 | 0. 32 | ×       |
| A-9  | II      | 0. 3 | 0. 32 | ×       |
| A-14 | II      | 0. 3 | 0. 37 | ×       |

【全燐（表層）】

単位: mg/ℓ

| 測定場所 | 環境基準の類型 | 基準値  | 年平均値  | 環境基準の適否 |
|------|---------|------|-------|---------|
| K-4  | II      | 0.03 | 0.042 | ×       |
| K-5  | II      | 0.03 | 0.032 | ×       |
| K-6  | II      | 0.03 | 0.029 | ○       |
| K-8  | II      | 0.03 | 0.038 | ×       |
| A-7  | II      | 0.03 | 0.035 | ×       |
| A-8  | II      | 0.03 | 0.030 | ○       |
| A-9  | II      | 0.03 | 0.033 | ×       |
| A-14 | II      | 0.03 | 0.030 | ○       |

【海域の環境基準の類型】

| CODの<br>環境基準の類型 | 利水目的の適応性                      | 基準値       |
|-----------------|-------------------------------|-----------|
| A               | 水産 1 級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの | 2 mg/ℓ 以下 |
| B               | 水産 2 級 工業用水及びCの欄に掲げるもの        | 3 mg/ℓ 以下 |
| C               | 環境保全                          | 8 mg/ℓ 以下 |

| 全窒素全燐の<br>環境基準の類型 | 利水目的の内容                  | 基準値全窒素      | 基準値全燐        |
|-------------------|--------------------------|-------------|--------------|
| I                 | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの     | 0.2 mg/ℓ 以下 | 0.02 mg/ℓ 以下 |
| II                | 水産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの | 0.3 mg/ℓ 以下 | 0.03 mg/ℓ 以下 |
| III               | 水産 2 種及びIVの欄に掲げるもの       | 0.6 mg/ℓ 以下 | 0.05 mg/ℓ 以下 |
| IV                | 生物生息環境保全 工業用水 水産 3 種     | 1 mg/ℓ 以下   | 0.09 mg/ℓ 以下 |

### 3 地盤沈下

昭和 30 年代から 40 年代にかけて、工業の発展に伴い地下水が大量に汲み上げられことにより地盤沈下がみられたため、愛知県が昭和 50 年代になって観測を始めました。その後の県の指導により、工業用水への転換や使用量の削減が図られ、現在、市内では年間 1 cm 以上の沈下が見られる場所はなくなりました。なお、市内では福地北部小学校、室場小学校、一色給食センター、吉良中学校の 4箇所に県の観測所があります。その地下水位は前年度と比較して概ね同程度という状況でありました。

## 4 騒音・振動・悪臭

### (1) 幹線道路交通騒音・振動測定結果

西尾市には、国道 23 号、247 号があり、南北に主要地方道豊田一色線、東西に衣浦岡崎線が通っており、いずれも道路交通の要となっています。西尾市は、自動車関連の製造業が盛んなことから、大型車による物流輸送の交通量は今後も大きく減少することはないと思われます。

市内の幹線道路では、騒音について、1 地点で環境基準を上回りましたが、その他の地点では環境基準の値を下回り、すべての地点で要請限度の値を下回る結果となりました。振動についても、環境基準は定められていませんが、すべての地点で要請限度の値を下回る結果となりました。

また、自動車騒音について、市内の幹線道路 1 路線の沿線住居等に係る騒音を推計（面的評価）した結果、昼夜間ともすべての住居等で環境基準を満たしていました。

#### 【道路交通騒音・振動測定場所】



## 騒音測定結果一覧表

単位：(L<sub>Aeq</sub>) dB

| 番号 | 測定場所                                   | 測定日                         | 測定結果<br>(昼間) | 環境基準<br>の適否 | 測定結果<br>(夜間) | 環境基準<br>の適否 | 要請<br>限度<br>の<br>適否 |
|----|--|-----------------------------|--------------|-------------|--------------|-------------|---------------------|
| ①  | 県道花蔵寺花ノ木線<br>寄住町下田 22<br>(西尾市役所本庁舎)    | 平成 28 年<br>2月 1 日<br>～4 日   | 64           | ○           | 57           | ○           | ○                   |
| ②  | 国道 23 号<br>志籠谷町下川成地内<br>(矢作古川橋階段下)     | 平成 28 年<br>2月 16 日<br>～19 日 | 60           | ○           | 57           | ○           | ○                   |
| ③  | 国道 247 号<br>寺津町西市場 41<br>(寺津八幡社)       | 平成 28 年<br>3月 1 日<br>～4 日   | 69           | ○           | 63           | ○           | ○                   |
| ④  | 主要地方道西尾幸田線<br>寺津三丁目 11-6<br>(北若王子公民館前) | 平成 28 年<br>3月 15 日<br>～18 日 | 68           | ○           | 66           | ×           | ○                   |
| ⑤  | 主要地方道豊田一色線<br>熱池町古新田地内<br>(福地南部小西)     | 平成 28 年<br>2月 23 日<br>～26 日 | 69           | ○           | 63           | ○           | ○                   |

環境基準値 昼間 70 夜間 65

### 昼間・夜間の分け方について

騒音や振動の測定においては、時間についての交通量の差異があることから、昼間と夜間で測定の結果を区切る必要があります。これは法律により、騒音測定においては昼間が AM6:00～PM10:00、夜間は PM10:00～AM6:00 と区切るように、また振動測定においては昼間が AM7:00～PM8:00、夜間が PM8:00～AM7:00 と区切るように定められています。

### 要請限度とは

自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度のこと。幹線道路では、騒音の値は昼間 75dB 夜間 70dB、振動の値は昼間 70dB 夜間 65dB と定められています。

## 振動測定結果一覧表

単位：(L<sub>Aeq</sub>) dB

| 番号 | 測定場所                                   | 測定日                   | 測定結果<br>(昼間) | 測定結果<br>(夜間) | 要請限度<br>の適否 |
|----|--|-----------------------|--------------|--------------|-------------|
| ①  | 県道花蔵寺花ノ木線<br>寄住町下田 22<br>(西尾市役所本庁舎)    | 平成 28 年 2 月 1 日～4 日   | 38           | 28           | ○           |
| ②  | 国道 23 号<br>志籠谷町下川成地内<br>(矢作古川橋階段下)     | 平成 28 年 2 月 16 日～19 日 | 44           | 43           | ○           |
| ③  | 国道 247 号<br>寺津町西市場 41<br>(寺津八幡社)       | 平成 28 年 3 月 1 日～4 日   | 35           | 28           | ○           |
| ④  | 主要地方道西尾幸田線<br>寺津三丁目 11-6<br>(北若王子公民館前) | 平成 28 年 3 月 15 日～18 日 | 43           | 38           | ○           |
| ⑤  | 主要地方道豊田一色線<br>熱池町古新田地内<br>(福地南部小西)     | 平成 28 年 2 月 23 日～26 日 | 34           | 25           | ○           |

## 自動車騒音に係る面的評価結果

単位：(L<sub>Aeq</sub>) dB

| 番号 | 評価区間（路線名）<br>測定場所等                                   | 測定日                          | 環境基準達成戸数 |     |     | 評価<br>区間<br>内全<br>戸数 | 環境基準達成率 (%) |     |     |
|----|--|------------------------------|----------|-----|-----|----------------------|-------------|-----|-----|
|    |  |                              | 昼間       | 夜間  | 昼夜  |                      | 昼間          | 夜間  | 昼夜  |
| ⑥  | 主要地方道西尾幸田線<br>寄住町下田<br>起点：室町<br>終点：花ノ木町<br>区間延長3.7Km | 平成 27 年<br>5 月 21 日<br>～22 日 | 182      | 182 | 182 | 182                  | 100         | 100 | 100 |

### 面的評価とは

幹線を担う道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する 1 地点で等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50m の範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)を推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。県から市への事務移譲により平成 24 年度から実施。

## (2) 悪臭

悪臭は人の嗅覚を通じて、不快感、嫌悪感をもたらすもので、騒音、振動とともに感覚公害といわれており、従来から苦情の多い公害の一つです。

西尾市における悪臭苦情は、その発生源として畜産関係施設や鋳物工場等が多くあげられます。これらの小規模事業者にとって悪臭防除施設は、経済的に困難を伴うこともあります。難しい問題となっています。

### ・悪臭関係事業場

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭の発生の恐れのある事業場について毎年1回届出の義務を課し、施設の適正な管理及び悪臭の発生防止について監視しています。

【県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係事業場の届出状況】

| 悪 臭 関 係 業 種 |                                     | 届出件数 |
|-------------|-------------------------------------|------|
| 1 畜産農業      | イ 豚房施設（豚房総面積 50 m <sup>2</sup> 以上）  | 18   |
|             | □ 牛房施設（牛房総面積 200 m <sup>2</sup> 以上） | 27   |
|             | ハ 鶏飼育（3,000 羽以上飼育）                  | 11   |
| 2 飼料・肥料製造業  |                                     | 1    |
| 11 鋳物製造業    |                                     | 13   |
| 13 し尿処理場    |                                     | 1    |
| 14 ごみ処理場    |                                     | 1    |
| 15 終末処理場    |                                     | 1    |
| 合 計         |                                     | 73   |

平成18年10月1日より悪臭防止法の規制方法が変更され、それまでの物質濃度規制から、より人の嗅覚の感覚に近い臭気指数による規制となりました。

西尾市における規制は、次表のとおりです。規制区分を示す図面は環境保全課でご覧いただけます。

| 規制区分                       | 規制基準値<br>(敷地境界) |
|----------------------------|-----------------|
| 第1種区域（専ら住居の用に供されている地域等）    | 12              |
| 第2種区域（主として工場の用に供されている地域等）  | 15              |
| 第3種区域（第1種区域と第2種区域との中間的な地域） | 18              |

## 5 公害苦情の現状

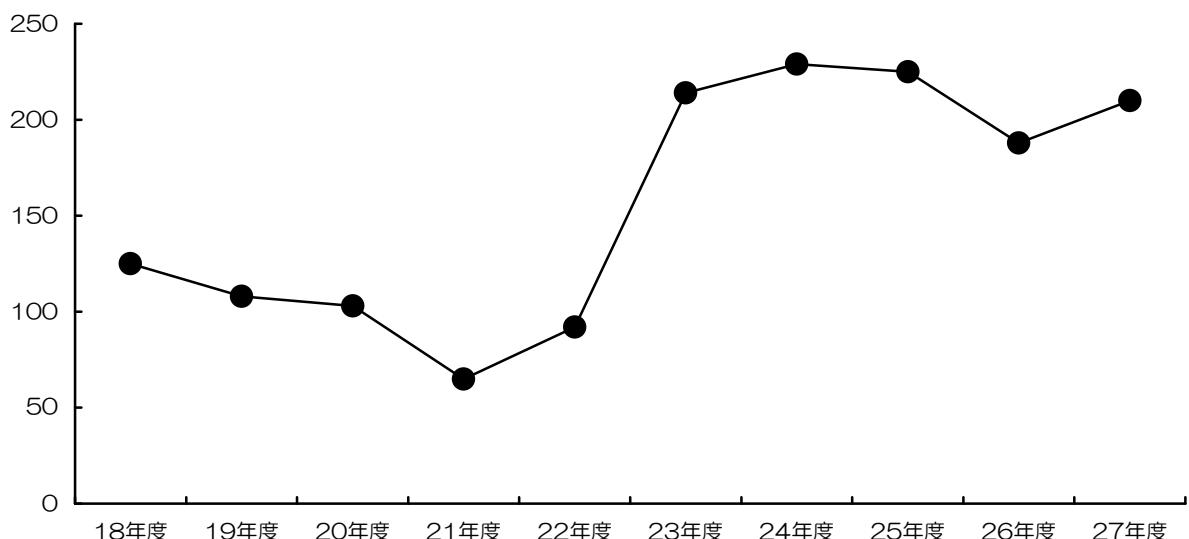
平成 27 年度の公害苦情の受付件数は 210 件であり、典型 7 公害については、大気汚染 89 件、水質汚濁 35 件、騒音 31 件、振動 6 件、悪臭 26 件でした。

また、野焼きや小型焼却炉による屋外燃焼行為については、市民の関心の高さもあり、近年では苦情全体で最も高い割合を占める状態が続いています。

【平成 27 年度種類別公害苦情受理件数】

| 種類 | 典型 7 公害 |      |    |    |    |      |      | その他 | 計   |
|----|---------|------|----|----|----|------|------|-----|-----|
|    | 大気汚染    | 水質汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 土壤汚染 | 地盤沈下 |     |     |
|    | 89      | 35   | 31 | 6  | 26 | 0    | 0    | 23  | 210 |

公害苦情件数の推移



※22年度までは合併前の旧西尾市ののみの値

## 第2章 施策の取組状況

ここでは、西尾市環境基本計画（平成24年3月改定）の第3章「具体的取り組み」に示されている環境指標の27年度における状況についてまとめました。

### 第1節 豊かな自然を伝えるまち

#### 1-1 豊かな自然環境の保全と創出

| 環境指標                         | 計画改定時<br>(平成22年度) | 平成27年度実績  | 平成28年度目標  |
|------------------------------|-------------------|-----------|-----------|
| 1 いきものふれあいの里利用者数             | 12,700人／年         | 16,173人／年 | 14,500人／年 |
| 2 河川などのBOD平均値（北浜川、堀割川、一色排水路） | 5.1mg/l           | 3.4mg/l   | 3.0mg/l   |
| 3 河川など水質浄化活動団体数              | 38団体              | 43団体      | 42団体      |

#### 1-2 環境保全型農業の推進

| 環境指標           | 計画改定時<br>(平成22年度) | 平成27年度実績 | 平成28年度目標 |
|----------------|-------------------|----------|----------|
| 4 市民農園区画数      | 65区画              | 65区画     | 65区画     |
| 5 畜産ふん尿の完熟堆肥化率 | 83%               | 84%      | 85%      |
| 6 ほ場整備事業など実施面積 | 4,740ha           | 4,762ha  | 4,828ha  |

## 第2節 暮らしやすく美しいまち

### 2-1 環境に配慮した都市基盤の整備

| 環境指標                  | 計画改定時<br>(平成22年度)  | 平成27年度実績           | 平成28年度目標           |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 7 市道の改良延長             | 1, 144 km          | 1, 212 km          | 1, 184 km          |
| 8 汚水処理人口<br>普及率       | 76%                | 89%                | 90%                |
| 9 下水道整備面積             | 2, 149 ha          | 2, 827 ha          | 2, 960 ha          |
| 10 矢作川浄化セン<br>ターの処理能力 | 243, 800<br>m³／日最大 | 263, 800<br>m³／日最大 | 383, 800<br>m³／日最大 |
| 11 農業集落排水<br>処理施設の建設  | 19地区               | 20地区               | 20地区               |

### 2-2 うるおいのある美しいまちづくりの推進

| 環境指標                  | 計画改定時<br>(平成22年度) | 平成27年度実績  | 平成28年度目標  |
|-----------------------|-------------------|-----------|-----------|
| 12 公園・緑地整備<br>か所数     | 41箇所              | 60箇所      | 58箇所      |
| 13 1人当たりの<br>公園・緑地面積  | 4. 2m²            | 4. 6m²    | 5. 0m²    |
| 14 市民参画による<br>公園管理か所数 | 7か所               | 12か所      | 12か所      |
| 15 街路樹の植栽<br>延長(市道)   | 27 km             | 31 km     | 29 km     |
| 16 クリーン作戦<br>参加人数     | 5, 100人／年         | 6, 800人／年 | 5, 600人／年 |

## 2-3 公害発生の防止

| 環境指標                  | 計画改定時<br>(平成22年度) | 平成27年度実績 | 平成28年度目標 |
|-----------------------|-------------------|----------|----------|
| 17 大気汚染に係る<br>環境基準適合率 | 80%               | 80%      | 100%     |

## 第3節 資源を大切にするまち

### 3-1 4Rの推進

| 環境指標                           | 計画改定時<br>(平成22年度)   | 平成27年度実績            | 平成28年度目標            |
|--------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 18 1人1日当たりの<br>ゴミの排出量          | 1,032g              | 1,012g              | 1,002g              |
| 19 発生汚泥の<br>肥料化                | 16%                 | 5.1%                | 52%                 |
| 20 資源物<br>リサイクル率               | 17%                 | 14%                 | 26%                 |
| 21 常設資源ステーション<br>の利用者数と<br>収集量 | 30,000人／年<br>267t／年 | 94,394人／年<br>729t／年 | 40,000人／年<br>350t／年 |
| 22 ぼかし配布数                      | 22,500個／年           | 25,597個／年           | 30,000個／年           |
| 23 生ごみ処理器<br>(コンポスト)<br>補助件数   | 92基／年               | 62基／年               | 120基／年              |
| 24 生ごみ処理機<br>補助件数              | 59基／年               | 46基／年               | 80基／年               |

| 環境指標                            | 計画改定時<br>(平成 22 年度) | 平成 27 年度実績 | 平成 28 年度目標 |
|---------------------------------|---------------------|------------|------------|
| 25 「ごみ散乱防止<br>市民行動週間」<br>活動参加者数 | 320人／年              | 3, 258人／年  | 500人／年     |

### 3-2 水資源の有効利用

| 環境指標                  | 計画改定時<br>(平成 22 年度) | 平成 27 年度実績 | 平成 28 年度目標 |
|-----------------------|---------------------|------------|------------|
| 26 雨水タンク・浄化<br>槽転用補助数 | 147か所               | 403か所      | 411か所      |
| 27 一人一日当たりの<br>水道使用量  | 304ℓ                | 293ℓ       | 295ℓ       |

4Rとは、

◆R e f u s e (リフューズ)・・・断る

ごみになる物を家庭に持ちこまないという考え方

◆R e d u s e (リデュース)・・・減らす

将来ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていく  
という考え方

◆R e u s e (リユース)・・・繰り返し使う

不用なものが出ても、そのまま使えるものならば繰り返し使用して、  
物の寿命を最大限に活かすという考え方

◆R e c y c l e (リサイクル)・・・資源として再利用する

再利用できなくて、ごみになる場合は、正しく分別し、資源として再  
生するという考え方

の4つを指します。

### 3-3 地球環境保全の推進

| 環境指標                          | 計画改定時<br>(平成 22 年度) | 平成 27 年度実績          | 平成 28 年度目標          |
|-------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 28 太陽光発電の普及                   | 1, 600件             | 5, 643件             | 3, 500件             |
| 29 市所有の低公害車<br>の割合            | 57%                 | 82%                 | 63%                 |
| 30 レンタサイクル<br>利用者数            | 1, 000人／年           | 1, 410人／年           | 1, 500人／年           |
| 31 市の事業に係る<br>エネルギー使用の<br>削減率 | 年1%以上削減<br>(原単位ベース) | 年0.7%増加<br>(原単位ベース) | 年1%以上削減<br>(原単位ベース) |
| 32 環境家計簿参加<br>世帯数             | 0世帯                 | 0世帯                 | 180世帯               |

### 第4節 みんなで環境を良くするまち

#### 4-1 環境教育・環境学習の推進

| 環境指標                   | 計画改定時<br>(平成 22 年度) | 平成 27 年度実績 | 平成 28 年度目標 |
|------------------------|---------------------|------------|------------|
| 33 市民環境大学講座<br>などの開催回数 | 6回／年                | 6回／年       | 10回／年      |

## 4-2 協働による環境保全活動の推進

| 環境指標                  | 計画改定時<br>(平成 22 年度) | 平成 27 年度実績 | 平成 28 年度目標 |
|-----------------------|---------------------|------------|------------|
| 34 アダプトプログラム<br>登録団体数 | 15団体                | 22団体       | 25団体       |

### アダプトプログラムとは、

道路や公園、河川、公共施設等の公共の場所を市民や企業が自治体と合意した上で、定期的に清掃活動等の管理を行い、自治体は清掃用具や傷害保険等の支援をするというもの。

## 4-3 連携と環境情報の共有

| 環境指標                 | 計画改定時<br>(平成 22 年度) | 平成 27 年度実績 | 平成 28 年度目標 |
|----------------------|---------------------|------------|------------|
| 35 環境活動団体などの<br>登録件数 | 12件                 | 15件        | 24件        |

## 第3章 市民チャレンジプランの取組状況

ここでは環境基本計画の第4章で掲げられている市民チャレンジプランの主な取り組み状況についてまとめました。

### ① 自然の魅力体感プロジェクト

#### ○ 海の体験学習「夏だ！海だ！冒険だ！無人島で自然とにらめっこ！」

通称「トンボロ干潟」でアサリやマテガイの採取を通じて、三河湾の生物多様性を体感する海の環境学習会を開催。

◇開催日／平成27年7月31日（金）  
～8月2日（日）

◇場所／東幡豆町前島

◇参加者数／137人

◇主催／東幡豆漁業協同組合



▲干潟についての説明を聴く参加者

#### ○ 「いきものふれあいの里里山ツアー」（にしお市民環境大学講座）の開催

いきものふれあいの里で、五感と想像力をはたらかせながら里山の自然とふれあい、里山の自然のすばらしさを体感した。

◇開催日／平成27年11月28日（土）

◇場所／いきものふれあいの里

◇参加者数／29人

◇担当課／環境保全課



▲里山の自然について説明を聴く受講者

#### ○ 三河湾クルーズ！「海の生き物」調査隊！

漁船に乗って底引き網漁を行い、実際に水揚げされた魚介類等の生き物や漂着ゴミを目にすることで三河湾の現状を体感する海の環境学習会を開催。

◇開催日／平成27年9月13日（日）

◇場所／宮崎漁港周辺

◇参加者数／96人

◇主催／矢作川をきれいにする会



▲水揚げされた魚介類の説明を聴く参加者

## ○ 自然観察会等の西尾いきものふれあいの里行事

自然観察会や体験学習会など 35 回開催。延べ838人が参加。行事の詳細は 32 ページ参照。

## ② 自然にやさしい農・漁・食プロジェクト

### ○ 地産地消料理教室の開催

地産地消を推進するため、地元食材を使った料理教室を開催。

◇開催日／平成 27 年 9 月 30 日（水）、  
11 月 25 日（水）、12 月 3 日（木）、  
平成 28 年 1 月 21 日（木）

◇場所／一色町公民館、吉良町公民館

◇参加者数／延べ 105 人

◇担当課／農林水産課



▲講師の話を熱心に聴く参加者

### ○ アイデア料理コンテストの開催

「米粉」を使ったアイデア料理コンテストを開催。

◇開催日／予選会：平成 27 年 9 月 17 日（木）、  
本審査：10 月 31 日（土）

◇場所／吉良町公民館

◇応募件数／83 点

◇担当課／農林水産課



▲米粉を使った料理をつくる参加者

### ○ JA西三河による稻づくり体験授業の実施

地元の生産者の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで一貫した「稻づくり体験授業」を実施。

◇開催日／平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月

◇場所／市内 16 小学校

◇参加者数／1, 065 人

◇主催／JA西三河



▲田植えを体験する小学生児童たち

## ○ 漁業体験会の開催

西尾市と東幡豆漁業協同組合の共催により、竹を使って竿を作り、ハゼ釣りの体験と試食を実施。

- ◇開催日／平成 27 年 9 月 5 日（土）
- ◇場所／東幡豆漁港周辺
- ◇参加者数／親子 21 組 59 人
- ◇主催・担当課／東幡豆漁業協同組合、農林水産課



▲ハゼ釣り体験をする参加者

## ③ クリーンアッププロジェクト

### ○ クリーン作戦参加状況

#### ○1000 人クリーン作戦

- ◇開催日／平成 27 年 7 月 19 日（日）
- ◇場所／宮崎海岸（宮崎地区）
- ◇参加者数／488 人
- ◇主催／吉良・幡豆まちづくり協議会、宮崎町内会



▲みどり川クリーン作戦

#### ○みどり川クリーン作戦

- ◇開催日／平成 27 年 7 月 26 日（日）
- ◇場所／みどり川（神下橋から五条橋まで）
- ◇参加者数／709 人
- ◇主催／MCV ネットワーク



▲矢作古川クリーン作戦

#### ○矢作古川クリーン作戦

- ◇開催日／平成 27 年 9 月 27 日（日）
- ◇場所／矢作古川（古川橋周辺）
- ◇参加者数／856 人
- ◇主催／矢作古川を美しくする会



▲川と海のクリーン大作戦

#### ○川と海のクリーン大作戦

- ◇開催日／平成 27 年 10 月 25 日（日）
- ◇場所／矢作川堤防等
- ◇参加者数／2,864 人
- ◇担当課／河川港湾課

## ○ アダプトプログラム制度実施

活動の内容（平成 28 年 3 月 31 日現在）

公園又は道路等の清掃 22 団体 構成員総数 946 人

団体の概要

| 団体名                 | 活動場所        | 構成員数 |
|---------------------|-------------|------|
| 緑町町内会               | 緑町公園        | 145人 |
| (株)エムアイシーグループ       | 市道          | 109人 |
| 米津公園グランドゴルフクラブ      | 米津公園        | 16人  |
| (株)かとう製菓            | 市道          | 39人  |
| 亀沢西部子ども会            | 鶴城1号公園      | 63人  |
| 北部鶴城会               | 桜町公園・さくら会館  | 76人  |
| 戸ヶ崎桜並木環境美化会         | 市道          | 90人  |
| 道光寺クリーンクラブ DCC      | 市道          | 5人   |
| アジサイ番城              | 深篠川         | 4人   |
| 高砂町子ども会             | 龍神ひろば       | 10人  |
| 伊藤グラウンドゴルフクラブ       | 伊藤3号公園      | 22人  |
| 矢田スターズ              | みなとまち緑地     | 88人  |
| 十二番組                | 十三新田公園      | 46人  |
| 春日会                 | 下町公園        | 90人  |
| 互近助会                | 市道法面        | 11人  |
| 米津町内会               | 米津1号公園      | 58人  |
| 花と緑で美しいまちをつくり隊      | 富山公園、市道     | 10人  |
| 特定非営利活動法人三河湾環境保全研究会 | 市道          | 8人   |
| ひまわり                | 寺津ふれあいセンター  | 4人   |
| 老人クラブ前南橘遊会          | 一色地域交流センター  | 20人  |
| 23号線高架下夢プロジェクト      | 23号線高架下（市道） | 12人  |
| 吉山公園平坂町内会クリーン活動隊    | 吉山公園        | 20人  |

## ④ ごみ減量プロジェクト

### ○ 「ぼかし」の無料配布

生ごみの自家処理を推奨するため、生ごみを堆肥に変える「ぼかし」を年間を通じて市民に無料配布した。

- ◇引換券配布世帯数／2,625世帯（1世帯あたり年間12袋（1袋500g入））
- ◇配布場所／ごみ減量課、各支所、市内 JA 西三河各支店等

### ○ レジ袋の有料化

平成21年2月2日から始まり、28年3月末で市内18店舗において実施。

## ○ 「小学生リサイクル作品展」の開催

リサイクルの重要性と環境について理解を深めるため、市内小学生を対象にリサイクル作品を募集。

◇展示期間／平成27年10月6日（火）～11月3日（火）

◇場所／ホワイトウェイブ21

◇参加点数／88点

◇主催・担当課／環境業務課



▲小学生のリサイクル作品

## ○ 廃油せっけん等の普及啓発

にしお環境市民塾及び西尾市生活学校が廃食用油を原料としたせっけんやアクリルたわしをつくり、水質浄化イベントなどで市民に配布。



▲市内ショッピングセンターでの廃油せっけん配布

## ⑤低炭素な暮らしづくりプロジェクト

### ○ 緑のカーテンの普及促進

夏の節電需要に対応して、にしお環境市民塾と西尾商工会議所、西尾市の共催で緑のカーテンづくり講座や緑のカーテンコンテストを開催した。また、苗の無料配布を行った。

◇講座参加者数／13人

◇苗無料配布数／約1,000鉢

◇コンテスト参加者数／22件



▲緑のカーテンコンテスト優秀作品

### ○ 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業

地球温暖化対策を推進するため、市有施設の屋根を太陽光発電施設の設置スペースとして有償で民間事業者に貸し出し、自然エネルギーの利用促進を図った。

◇設置施設／11施設【小学校（西尾、福地南部、福地北部、矢田、津平、幡豆、東幡豆）、中学校（寺津、東部、幡豆）、看護専門学校】

◇総発電量／804,286kwh

## ○ 住宅用太陽光発電装置設置費補助金

住宅用太陽光発電装置を設置した市民に、1キロワット当たり3万円（上限12万円）の補助金を交付。

◇総事業費／42,569,000円

◇補助件数／371件

◇補助対象施設合計出力／1,842キロワット

## ○ 低公害車普及促進事業費補助金

市が定めた低公害車を購入した市民に、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は1台当たり10万円、燃料電池自動車は1台あたり30万円の補助金を交付。

◇総事業費／3,800,000円

◇補助件数／36件



▲電気自動車

## ⑥ エコ生活応援プロジェクト

### ○ 環境Wave21の開催

ごみ減量とリサイクルの推進を目的として、環境Wave21実行委員会と西尾市の共催で、ボランティアグループが一體となり運営する環境イベントを開催。

◇開催日／平成27年12月6日（日）

◇場所／ホワイトウェイブ21、

クリーンセンター

◇参加団体等数／36団体

◇来場者数／3,500人

◇担当課／環境業務課



▲リサイクル作品の講習会

### ○ 市民環境活動連絡会の開催

西尾市環境基本計画に基づき、市内で環境活動を行う市民及び事業者、団体同士の連絡体制（ネットワーク化）を築くことで相互の協力・連携を図り、市との協働により環境まちづくりに寄与することを目的として設置された西尾市市民環境活動連絡会の会議を開催した。

※平成27年度末時点の会員数 15団体

## ○ にしお市民環境大学講座の開催

身近な暮らしの中での環境について考え、環境にやさしい生活のきっかけをつくるための環境講座を6回開催し、延べ87人が参加。

◇主催・担当課／環境保全課

◇協力／にしお環境市民塾

### 講座内容

| 回 | 開催日／場所                 | テーマ／内容  | 講師                  | 参加者数 |
|---|------------------------|---|---------------------|------|
| 1 | 6月13日（土）／クリーンセンター      | 気軽にできるエコライフチェック／環境家計簿のつけ方を知り、楽しみながら家計とエネルギーのダイエットの取り組み方を学びます。 | 環境カウンセラー<br>磯貝はるみ氏  | 10人  |
| 2 | 7月22日（水）／吉良古川頭首工       | 川の生き物を調べてみよう／川に生息する水生生物の種類や数を調べることにより、水環境について考えます。            | 神本 晃氏               | 4人   |
| 3 | 7月29日（水）／西尾いきものふれあいの里  | 鳴く虫の秘密を探ろう／虫笛を作り、セミやコオロギなどの虫が音を出す仕組みを学びながら、自然保護について考えます。      | 環境カウンセラー<br>磯貝はるみ氏  | 14人  |
| 4 | 8月5日（水）／中央ふれあいセンター     | エコ・クッキング教室／毎日の生活の中で身近に、そして簡単に取り組むことができる環境にやさしい料理方法を学びます。      | 東邦ガス料理教室<br>講師      | 10人  |
| 5 | 10月17日（土）／西尾いきものふれあいの里 | 竹林整備とバウムクーヘンづくり／竹を間伐してバウムクーヘンをつくり、里山保全について考えます。               | にしお環境市民塾<br>石崎幸雄氏他  | 20人  |
| 6 | 11月28日（土）／西尾いきものふれあいの里 | いきものふれあいの里里山ツアー／五感と想像力をはたらかせて里山の自然とふれあい、里山の自然のすばらしさを体感します。    | もりの学舎（まなびや）インターパリター | 29人  |



▲第2回 川の生き物を調べてみよう



▲第4回 エコ・クッキング教室

## 第4章 西尾いきものふれあいの里における取組

いきものふれあいの里では、身近な里山の自然に親しみ、自然のすばらしさを体感していただくため、年間を通していろいろな行事を行っています。



### 1 行事の取組状況

| 月       | 日(曜日) | 行 事 名   | テ ー マ            | 講 師   | 参 加 者 数 |
|---------|-------|---------|------------------|-------|---------|
| 4<br>月  | 5(日)  | 里 山 散 策 | 桜・れんげ・たんぽぽウォーキング | 河江喜久代 | 6人      |
|         | 12(日) | 竹林の整備   | 春の恵みを食そう～竹ノ子掘り～  | 中根賢次郎 | 24人     |
|         | 18(土) | 里山保全活動  | 万燈山を手入れしよう       | 当園職員  | 78人     |
|         | 26(日) | 体験学習会   | 春 の 俳 キ ン グ      | 服部くらら | 13人     |
| 5<br>月  | 3(日)  | 竹林の整備   | 竹でバウムクーヘンを作ろう    | 環境市民塾 | 33人     |
|         | 10(日) | 体験学習会   | 自然の素材で絵手紙を描こう    | 市川百合子 | 9人      |
|         | 31(日) | 米つくりⅠ   | 棚田で田植えをしよう       | 当園職員  | 79人     |
| 6<br>月  | 14(日) | 植物観察会   | 初夏の万燈山ハイキングをしよう  | 高須桂子  | 11人     |
|         | 21(日) | 水辺観察会   | 川の生き物を観察しよう      | 神本 晃  | 32人     |
| 7<br>月  | 4(土)  | きのこ観察会  | きのこを観察しよう        | 中條長炤  | 18人     |
|         | 12(日) | 里 山 散 策 | 森林浴でリフレッシュ       | 河江喜久代 | 5人      |
|         | 26(日) | 親子観察会   | 親子で昆虫を観察しよう      | 当園職員  | 26人     |
| 8<br>月  | 2(日)  | 体験学習会   | ささぶね・水鉄砲を作って遊ぼう  | 中根賢次郎 | 26人     |
|         | 9(日)  | 体験学習会   | 親子で工作をしよう        | 山本俊雄  | 33人     |
|         | 23(日) | 菖蒲池の観察会 | 菖蒲池の生き物を調べてみよう   | 神本 晃  | 26人     |
| 9<br>月  | 13(日) | 体験学習会   | 葉っぱのプリントアート      | 礪貝はるみ | 11人     |
|         | 27(日) | バスハイク   | あいち海上の森の自然を探ろう   | 河江喜久代 | 25人     |
| 10<br>月 | 4(日)  | 体験学習会   | 里山の花をスケッチしよう     | 石川利也  | 20人     |
|         | 11(日) | 米つくりⅡ   | 稲刈り、はざかけ体験をしよう   | 当園職員  | 34人     |
|         | 25(日) | 米つくりⅢ   | 棚田米の脱穀をしよう       | 当園職員  | 52人     |
| 11<br>月 | 15(日) | 里 山 散 策 | 彩る里山ウォーキング       | 河江喜久代 | 11人     |
|         | 22(日) | 竹林の整備   | 竹パンを焼いてみよう       | 環境市民塾 | 30人     |
|         | 29(日) | 体験学習会   | 秋の恵を食そう～芋掘り～     | 中根賢次郎 | 37人     |
| 12<br>月 | 6(日)  | 体験学習会   | 親子でどんぐりクッキーを作ろう  | 礪貝はるみ | 30人     |
|         | 13(日) | 竹林の整備   | 竹串を作って五平餅        | 環境市民塾 | 24人     |
|         | 20(日) | 体験学習会   | 正月飾りをつくろう        | 岡田 要  | 22人     |
| 1<br>月  | 10(日) | 米つくりⅣ   | 収穫祭でもちつきだ！       | 当園職員  | 71人     |
|         | 24(日) | 野鳥観察会   | カモ類の観察をしよう       | 高田俊洋  | 7人      |
|         | 31(日) | 体験学習会   | 色々なお花炭を焼いてみよう    | 当園職員  | 20人     |

| 月      | 日(曜日) | 行 事 名   | テ ー マ          | 講 師              | 参加者数   |
|--------|-------|---------|----------------|------------------|--------|
| 2<br>月 | 14(日) | 里 山 散 策 | 落ち葉のじゅうたんサクサクと | 河江喜久代            | 雨天中止0人 |
|        | 20(土) | 竹林の整備   | 竹炭焼きⅠ(竹きり・竹割り) | 神 本 晃<br>谷 本 正 行 | 7人     |
|        | 21(日) | 竹林の整備   | 竹炭焼きⅡ(火入れ)     |                  |        |
|        | 28(日) | 竹林の整備   | 竹炭焼きⅢ(窯出し)     |                  |        |
| 3<br>月 | 13(日) | 植物観察会   | 春の里山をハイキングしよう  | 高 須 桂 子          | 9人     |
|        | 27(日) | 体験学習会   | 春の七草を観察しよう     | 河江喜久代            | 9人     |



▲体験学習会  
(秋の恵を食そう～芋掘り～)



▲竹林の整備(竹串を作つて五平餅)



## 2 来園者数の推移

| 年<br>度 | 来園者(人) | 記 帳 者 |       |         | 未記帳   | 行事等参加者 | 施設団体利用 | 視 察 | ボランティア<br>活 動 |
|--------|--------|-------|-------|---------|-------|--------|--------|-----|---------------|
|        |        | 大 人   | 子 供   | (市 外)   |       |        |        |     |               |
| 11     | 17,148 | 9,027 | 4,662 | (6,396) | 1,130 | 804    | 940    | 585 |               |
| 12     | 16,207 | 6,021 | 3,288 | (5,175) | 1,620 | 883    | 3,409  | 986 |               |
| 13     | 16,729 | 6,312 | 3,457 | (5,940) | 2,240 | 2,294  | 2,244  | 182 |               |
| 14     | 15,548 | 4,112 | 3,249 | (3,995) | 2,830 | 921    | 2,964  | 274 | 1,198         |
| 15     | 16,147 | 5,130 | 4,086 | (5,746) | 2,330 | 1,344  | 1,959  | 110 | 1,183         |
| 16     | 14,746 | 4,432 | 3,097 | (3,863) | 3,020 | 1,004  | 2,109  | 114 | 970           |
| 17     | 17,540 | 6,030 | 4,256 | (5,638) | 2,660 | 1,227  | 2,391  | 101 | 875           |
| 18     | 15,946 | 5,188 | 3,363 | (4,569) | 2,290 | 1,194  | 2,840  | 80  | 991           |
| 19     | 15,557 | 4,216 | 3,102 | (4,176) | 2,954 | 1,136  | 2,917  | 294 | 938           |
| 20     | 15,198 | 3,864 | 2,634 | (3,479) | 4,709 | 1,117  | 2,267  | 105 | 502           |
| 21     | 16,745 | 5,076 | 3,507 | (5,746) | 4,042 | 1,076  | 2,368  | 138 | 538           |
| 22     | 12,708 | 3,884 | 2,364 | (4,265) | 3,461 | 1,021  | 1,415  | 193 | 370           |
| 23     | 12,453 | 2,965 | 1,333 | (2,606) | 5,376 | 790    | 1,043  | 293 | 653           |
| 24     | 13,180 | 2,408 | 1,476 | (2,490) | 6,585 | 805    | 1,160  | 42  | 704           |
| 25     | 14,221 | 2,149 | 1,255 | (1,984) | 6,270 | 1,856  | 1,787  | 138 | 766           |
| 26     | 14,531 | 1,839 | 1,176 | (1,853) | 7,692 | 778    | 1,474  | 226 | 1,346         |
| 27     | 16,173 | 1,640 | 977   | (1,662) | 9,726 | 886    | 1,838  | 230 | 876           |

## 第5章 鳥獣関係

西尾市では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣による被害を防止するための捕獲許可を行っています。

平成27年度の捕獲許可事務の概要は次のとおりです。

### 【鳥獣の捕獲許可】

| 捕獲鳥獣の種類 | 捕獲の目的      | 捕獲数  |
|---------|------------|------|
| カラス     | 農作物被害防止    | 217羽 |
| ドバト     | 健康被害防止     | 95羽  |
| カワウ     | 漁業被害防止     | 3羽   |
| スズガモ    | 漁業被害防止     | 20羽  |
| ヒドリガモ   | 漁業被害防止     | 53羽  |
| ハクビシン   | 農作物、家屋被害防止 | 17頭  |
| ニホンザル   | 人的、農作物被害防止 | 1頭   |
| ホンドテン   | 家屋被害防止     | 1頭   |

## 第6章 公害防止協定等

西尾市では、平成28年3月31日現在、公害防止協定を延べ94社と、公害防止に関する覚書を6社と締結しています。平成27年度は新たに1社と公害防止協定を締結しました。

### 【公害防止協定締結事業所】

| 番号 | 締結年月日     | 事業所名           | 事業所所在地      |
|----|-----------|----------------|-------------|
| 1  | S48.11.30 | (株)デンソー西尾製作所   | 下羽角町住崎1     |
| 2  | S49.7.1   | スギヤス(株)西尾工場    | 西浅井町二川崎47-4 |
| 3  | S50.7.29  | 鶴弥(株)西尾工場      | 楠村町浜屋敷16-1  |
| 4  | S51.3.30  | (株)オティックス寺津工場  | 寺津町三ノ割36-6  |
| 5  | S51.3.30  | 鍛冶賢工業(株)       | 寺津町三ノ割31-1  |
| 6  | S51.3.30  | アイサン工業(株)      | 寺津町二丁26     |
| 7  | S51.3.30  | 坂部鉄工(株)        | 寺津町三ノ割35    |
| 8  | S51.3.30  | 鈴木自動車販売(有)     | 寺津町二ノ割22-1  |
| 9  | S51.3.30  | 碧海工機(株)ダイカスト工場 | 寺津町五ノ割横道西1  |
| 10 | S51.3.30  | 三州電線(株)        | 寺津町二丁7-1    |
| 11 | S51.3.30  | 中部窯業(株)        | 楠村町明神後2     |
| 12 | S51.3.30  | 湯原銘鉢製作所        | 寺津町十三間31    |
| 13 | S51.3.30  | (株)杉浦製作所古居工場   | 寺津町二ノ割33    |

| 番号 | 締結年月日     | 事業所名                | 事業所所在地        |
|----|-----------|---------------------|---------------|
| 14 | S51.3.30  | アイチセラテック(株)         | 楠村町明神後2       |
| 15 | S51.3.30  | (株)ヤマキ              | 寺津町四ノ割横道西10-1 |
| 16 | S51.3.30  | 旭鉄工(株)西尾工場          | 寺津町一ノ割1-1     |
| 17 | S51.3.30  | 幡豆工業(株)             | 寺津町五十間南1-2    |
| 18 | S52.2.14  | 碧海工機(株)             | 寺津町四ノ割横道東8    |
| 19 | S62.8.25  | 中部電力(株)             | 碧南市港南町二丁目8-2  |
| 20 | H3.10.31  | アイシン精機(株)西尾工場       | 南中根町小割80      |
| 21 | H3.10.31  | アイシン・エーアイ(株)        | 小島町城山1        |
| 22 | H8.3.29   | 筒井鉄工所(株)            | 法光寺町流55-1     |
| 23 | H8.3.29   | 岩瀬鉄工(株)             | 法光寺町流38-1     |
| 24 | H8.3.29   | 大恵工業(株)             | 法光寺町流55-2     |
| 25 | H8.3.29   | (株)井原ハイテク工業         | 法光寺町流20-5     |
| 26 | H8.3.29   | 法光寺内陸工業団地連絡会        | 法光寺町流55-1     |
| 27 | H9.10.14  | 近藤鉄工(株)             | 法光寺町流70-1     |
| 28 | H9.10.14  | (株)牧製作所             | 法光寺町流20-3     |
| 29 | H10.2.18  | (株)デンソー善明製作所        | 善明町一本松100     |
| 30 | H16.11.24 | (株)箱俊               | 法光寺町流79-2     |
| 31 | H18.5.15  | 中日本鋳工(株)            | 港町6番地6        |
| 32 | H19.8.20  | 阪部工業(株)             | 上矢田町汐川1-1     |
| 33 | H19.9.4   | (株)かとう製菓            | 港町6-7         |
| 34 | H20.8.8   | 日本APT(株)            | 下羽角町大繩16-1    |
| 35 | H20.12.24 | 日本ベローズ(株)           | 幸田町大字須美字南山5-4 |
| 36 | H20.12.24 | 東鋼管工業(株)            | 平原町前山22-10    |
| 37 | H20.12.26 | (株)名南製作所            | 羽塚町東山12       |
| 38 | H21.1.6   | 黒龍産業(株)             | 港町6-4         |
| 39 | H21.8.24  | (株)杉浦製作所            | 米津町上泡原82      |
| 40 | H21.8.24  | 三河ダイハツ(株)           | 家武町居成山22-5    |
| 41 | H21.8.24  | 小松運輸(株)             | 岡島町郷西23-3     |
| 42 | H22.3.19  | サンエイ(株)             | 江原町東塚田17-2    |
| 43 | H22.3.19  | (有)ジェイ・シーワイヤリングシステム | 上矢田町川原54-1    |
| 44 | H22.7.30  | (有)キョウドウ            | ハケ尻町前田96-2    |
| 45 | H23.2.25  | アスカ工業(株)            | 中畠町卯新田上28     |
| 46 | H6.2.24   | ミロク開発(株)            | 一色町細川三ノ割23    |
| 47 | H8.6.3    | (有)三共資源工業           | 一色町生田竹生新田     |

| 番号 | 締結年月日     | 事業所名             | 事業所所在地           |
|----|-----------|------------------|------------------|
| 48 | H13.10.3  | 松治木材(株)          | 一色町対米中野 29       |
| 49 | H14.12.3  | 鈴木光次(一色畜産)       | 一色町一色番城 8        |
| 50 | H14.12.3  | 鈴木正猛(ライトハード)     | 一色町松木島上汐田 36     |
| 51 | H14.12.3  | 渡辺勝美(オインク)       | 一色町千間千生新田 179-20 |
| 52 | H19.10.31 | (有)大宝産業          | 一色町細川大岡五ノ割 1-1   |
| 53 | S48.1.12  | 徳倉建設(株)          | 吉良町宮迫樅木 30       |
| 54 | S48.12.22 | 木村建設(株)          | 吉良町宮迫樅木 31       |
| 55 | S49.10.21 | 農事組合法人・吉良横須賀養豚場  | 吉良町津平大入 112      |
| 56 | S50.6.18  | 農事組合法人・大入農場      | 吉良町津平大入 326      |
| 57 | S50.10.8  | 長坂建設興業(株)        | 吉良町宮迫大上 42-85    |
| 58 | S50.10.16 | 萬昇染工業            | 吉良町大島中 11        |
| 59 | S57.10.19 | デンソー(株)          | 下羽角町住崎 1         |
| 60 | S60.2.7   | アイシン高丘(株)        | 吉良町瀬戸長坂 1        |
| 61 | H2.8.9    | 山本石産(株)          | 吉良町宮迫大上 124      |
| 62 | H2.9.27   | 吉良ゴルフ(株)         | 吉良町乙川北大山 31      |
| 63 | H4.6.8    | NJS(株)           | 吉良町宮迫大上 42-79    |
| 64 | H4.12.15  | エムエス工業(株)        | 吉良町友国道ヶ塙 132-263 |
| 65 | H12.12.24 | 朝日精密工業(株)        | 吉良町友国池上 70-3     |
| 66 | H5.3.4    | アイシン機工(株)        | 吉良町友国池上 70-6     |
| 67 | H5.11.10  | 長坂建設興業(株)        | 吉良町宮迫上 1         |
| 68 | H7.10.30  | 太平興業(株)          | 吉良町吉田新田 9-36     |
| 69 | H8.4.17   | アサヒセイレン中部(株)     | 吉良町岡山背撫山 4-24    |
| 70 | H13.5.25  | (有)吉良開発          | 吉良町宮迫大迫 104      |
| 71 | H13.10.24 | 中部電力(株)          | 碧南市港南町二丁目 8-2    |
| 72 | H14.3.4   | (有)大宝産業          | 吉良町吉田新田 9-33     |
| 73 | H15.12.15 | アイシート工業(株)       | 吉良町岡山八幡山 13-3    |
| 74 | H17.3.1   | エコティン            | 吉良町荻原百度荒子 31     |
| 75 | H19.11.6  | アイシン・エーアイ(株)     | 吉良町友国松下 140      |
| 76 | H20.1.23  | (株)牧製作所          | 吉良町岡山石流 1-1      |
| 77 | H20.3.17  | ミックス(株)          | 吉良町下横須賀西下河原 13-3 |
| 78 | H20.4.9   | (株)イノアックコーポレーション | 吉良町岡山八幡山 18      |
| 79 | H21.5.15  | ワールドモーター(株)      | 吉良町友国道ヶ塙 132-246 |
| 80 | H21.10.23 | (株)エヌジェイエス       | 吉良町荻原百度荒子 31-1   |
| 81 | H24.3.9   | 川本鋼材(株)          | 平原町前山 22-11      |

| 番号 | 締結年月日     | 事業所名         | 事業所所在地                   |
|----|-----------|--------------|--------------------------|
| 82 | H24.3.9   | 尾崎産業(有)      | 一色町生田竹生新田 4-282          |
| 83 | H24.7.13  | (株)紙藤        | 吉良町岡山石流 1-5              |
| 84 | H24.7.13  | (株)マエショウ     | 吉良町宮迫樺木 31-183           |
| 85 | H25.8.19  | (株)箱俊(本社工場)  | 深池町(深池地区内陸工業団地内 A ブロック)  |
| 86 | H25.8.19  | 西部運輸(株)      | 港町 6-5                   |
| 87 | H26.3.31  | (株)中村精機音羽製作所 | 吉良町宮迫樺木 114              |
| 88 | H26.3.31  | (株)スペック      | 港町 6-11                  |
| 89 | H26.3.31  | 佐久間特殊鋼(株)    | 江原町東塚田 6-1               |
| 90 | H26.10.31 | アイシン辰栄(株)    | 幸田町大字須美南山 1-1281         |
| 91 | H26.10.31 | (株)浅賀井製作所    | 上矢田町惣万田 2-1              |
| 92 | H26.10.31 | 村井鉄工(株)      | 深池町(深池地区内陸工業団地内 BC ブロック) |
| 93 | H27.8.17  | カリツー(株)      | 岡島町郷西 1-1                |

#### 【公害防止に関する覚書締結事業所】

| 番号 | 締結年月日     | 事業所名      | 事業所所在地      |
|----|-----------|-----------|-------------|
| 1  | S45.6.11  | (株)榊原製陶所  | 寺津町大明神 17   |
| 2  | S47.10.18 | 三州窯業(株)   | 楠村町堂地 13    |
| 3  | S48.1.31  | 金沢アルミ(株)  | 市子町平加 75    |
| 4  | S48.2.16  | 中央紙器工業(株) | 西浅井町鴻ノ巣 1   |
| 5  | S48.4.10  | 日比野工業(株)  | 西浅井町鴻ノ巣 1-1 |
| 6  | S48.6.11  | 榊原精器(株)   | 花蔵寺町五貫目東 48 |

## 参考資料

### 西尾市環境基本条例（平成23年改正）

私たちのまち、西尾市は、豊かな緑や水に恵まれた自然環境と先人から受け継いだ歴史や伝統文化、活力ある産業が調和したまちとして今日まで発展を続けてきた。

しかしながら、私たちの暮らしに便利さや物質的豊かさをもたらした、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や日常生活は、環境への負荷を増大させ、身近な自然の減少をはじめとする地域の環境ばかりでなく、地球的規模の広がりと将来世代にわたる問題として地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちはこのような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たし協働することにより、環境への負荷を低減し、人と自然とが共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全し、及び創造していくことにより、持続的発展が可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じ、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、市、事業者及び市民自らの課題とし、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の環境の保全及び創造に資する取り組みの支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、山林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境を創造すること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の適正処理を推進することにより、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境保全に貢献すること。

(5) 環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、自覚を持って責任ある行動をとることができるように、環境教育を充実し、及び環境学習を促進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第9条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

(協定の締結)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関し、特に必要があると認めるときは、事業者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結することができる。

(市民等の参加及び自発的活動の促進)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(環境審議会)

第14条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、西尾市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 優れた識見を有する者

(4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(施行期日)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

---

## 環 境 報 告 書

平成28年度版

編集発行 西尾市環境部環境保全課  
西尾市吉良町岡山大岩山65  
電話 0563-34-8111

---

この冊子は再生紙を使用しています。